

MAXIS S&P三菱系企業群上場投信

月次レポート

2020年
12月30日現在

追加型投信 / 国内 / 株式 / ETF / インデックス型

■ 基準価額および純資産総額の推移



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。
- ・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
- ・基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。

■ 基準価額および純資産総額

基準価額(100口当たり)	12,433円
前月末比	+519円
純資産総額	2.41億円

■ 分配金実績(100口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第22期	2020/07/16	192円
第21期	2020/01/16	192円
第20期	2019/07/16	192円
第19期	2019/01/16	178円
第18期	2018/07/16	168円
第17期	2018/01/16	150円
設定来累計		2,896円

- ・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■ 騰落率

	過去1ヵ月	過去3ヵ月	過去6ヵ月	過去1年	過去3年	設定来
ファンド	4.4%	10.3%	9.5%	-11.8%	-21.2%	59.0%

- ・実際のファンドでは、課税条件によってお客さまごとの騰落率は異なります。
- ・また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
- ・設定来のファンドの騰落率は、設定日を起点として計算しています。
- ・分配金実績がある場合は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。

■ 資産構成

	比率
実質国内株式	97.6%
内 現物	97.6%
内 先物	0.0%
コールローン他	2.4%

■ 組入上位10業種

業種	比率
1 食料品	11.1%
2 保険業	9.9%
3 電気機器	9.7%
4 銀行業	9.7%
5 卸売業	9.5%
6 不動産業	9.3%
7 化学	8.3%
8 石油・石炭製品	7.0%
9 機械	6.4%
10 ガラス・土石製品	4.9%

■ 組入上位10銘柄

組入銘柄数: 25銘柄			
銘柄	業種	比率	
1 キリンホールディングス	食料品	11.1%	
2 東京海上ホールディングス	保険業	9.9%	
3 三菱電機	電気機器	9.7%	
4 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	9.7%	
5 三菱地所	不動産業	9.3%	
6 三菱商事	卸売業	9.2%	
7 ENEOSホールディングス	石油・石炭製品	7.0%	
8 三菱重工業	機械	6.3%	
9 三菱ケミカルホールディングス	化学	5.2%	
10 AGC	ガラス・土石製品	4.9%	

- ・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。・業種は、東証33業種で分類しています。
- ・コールローン他は未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■ 「S&P 企業グループ指数-三菱系企業群-」の著作権等について

・S&P 企業グループ指数-三菱系企業群-はS&P Dow Jones Indices LLC(「SPDJ」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P 企業グループ指数-三菱系企業群-の誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

MAXIS S&P三菱系企業群上場投信

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

追加的記載事項

* 追加的記載事項の内容は、2020年12月23日付の適時開示情報を基に記載したものです。

「MAXIS S&P三菱系企業群上場投信」の信託終了(繰上償還)および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ

委託会社は、当ファンドにつきまして、繰上償還および付随する重大な約款変更を行うため、法令の規定に従い書面決議の手続きを行うことを予定しております。当該書面決議においては、2021年1月16日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定めました。

なお、当該繰上償還および付随する重大な約款変更にかかる書面決議が可決された場合、2021年4月18日付で約款変更を実施し、2021年4月20日を信託終了日として繰上償還する予定です。

書面決議の結果については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/>)にてお知らせいたします。

・当ファンドの繰上償還が決定した場合、最終売買日(2021年4月16日)までは東京証券取引所での売買が可能です。

1. 繰上償還および付随する約款変更に関する日程(予定)

書面決議の対象受益者の確定基準日	2021年1月16日(土)
書面決議に関する書類発送日	2021年2月25日(木)
議決権行使書面による議決権行使期限	2021年3月15日(月)
書面決議日	2021年3月17日(水)
買取請求開始日(予定)	2021年3月18日(木)
買取請求終了日(予定)	2021年4月6日(火)
約款変更実施日(予定)	2021年4月18日(日)
信託終了日(予定)	2021年4月20日(火)
償還金支払い開始日(予定)	2021年5月28日(金)

2. 東京証券取引所における売買に関する日程(予定)

「銘柄(確認中)」への指定	2020年12月23日(水)
「整理銘柄」への指定	2021年3月17日(水)
東京証券取引所における最終売買日	2021年4月16日(金)
上場廃止日	2021年4月18日(日)

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

3. 繰上償還および付随する約款変更の内容および理由

<内容>

- ・当ファンドの信託期間を無期限から2021年4月20日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。
- ・繰上償還に伴い償還金支払いに関する規定に所要の変更を行います。

<理由>

当ファンドは2009年7月16日に純資産29億4千万円で設定され、2009年7月17日に東京証券取引所に上場いたしました。設定来、当ファンドの「運用の基本方針」に則り、対象インデックス(S&P 企業グループ指数—三菱系企業群—)の採用銘柄を投資対象として、当ファンドの基準価額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることをめざして運用を行ってまいりましたが、純資産総額は減少傾向にあり、2020年11月末現在、2億3千万円となっています。また、受益権口数は195万口と、信託約款に規定する2,000万口を下回った状態にあります。このような状況を受け、弊社では、当ファンドの対象インデックスへの運動性を維持した運用の継続が困難な状況にあると考え、当ファンドを繰上償還することが受益者にとって有利と判断いたしました。

4. 書面決議の判定

上記に関する繰上償還および付随する約款変更は、2021年2月25日頃にお送りいたします書面決議のご案内に基づき、議決権行使期間内(2021年2月26日から2021年3月15日)に賛成の意思表示をされた受益者(法令等の規定に基づき、議決権を行使せず賛成とみなされた方を含みます。)が保有する2021年1月16日現在の受益権口数が、同日現在の受益者の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

5. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の繰上償還および付随する約款変更に対して反対された受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律第18条」に基づいて、2021年3月18日から2021年4月6日までの間に、当ファンドの受託会社に対して、2021年1月16日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を同社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

6. 取得申込および交換請求の停止

議案に関する書面決議が可決された場合、当ファンドの取得申込は2021年3月18日以降、交換請求は2021年4月8日以降、受け付けないこととします。

当ファンドの購入に際しては、本記載を十分にご認識の上、お申し込み下さいますようお願い申し上げます。

ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

MAXIS S&P三菱系企業群上場投信

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

対象指数(S&P 企業グループ指数-三菱系企業群-)の値動きに連動する投資成果をめざします。

■ファンドの特色

投資方針 S&P 企業グループ指数-三菱系企業群-に連動する成果をめざして運用を行います。

・ファンドの1口当たりの純資産額の変動率をS&P 企業グループ指数-三菱系企業群-の変動率に一致させることを目的として、S&P 企業グループ指数-三菱系企業群-に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の株式に対する投資として運用を行います。

■上場投信の仕組み

・ファンドの受益権は、金融商品取引所(東京証券取引所)で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

・金融商品取引所における買付けのほか、株式による取得申込み(追加設定)を行うことができます。

・一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の株式と交換することができます。

■分配方針

・年2回の決算時(1・7月の各16日)に分配を行います。

・分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。

・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

投資リスク

■**基準価額・市場価格の変動要因**(以下、両者を合わせて「基準価額等」と言う場合があります。)

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けます。また、ファンドの市場価格は基準価額の変動以外に市場要因等の影響を受けます。**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**

したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額等の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額等の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額等の下落要因となります。
信用 リスク	組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。
流動性 リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

■その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

・ファンドは、交換時期に制限がありますのでご注意ください。

・ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。

・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

MAXIS S&P三菱系企業群上場投信

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

手続・手数料等

■お申込みメモ

取得単位等 ^(*)	<p>1ユニット以上1ユニット単位</p> <p>委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ(「ユニット」といいます。)の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。 (申込みに係る口数は、委託会社が定めるものとし、100口の整数倍とします。)</p> <p>申込ユニットの評価額が、取得申込口数に受益権の価額をかけた額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。また、申込ユニットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券(「配当落ち銘柄等」といいます。)が含まれる場合は、当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うことができます。</p>
取得価額 ^(*)	<p>取得申込受付日の基準価額</p> <p>※基準価額は100口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。</p>
払込期日 ^(*)	販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお引渡してください。
交換単位等 ^(*)	<p>委託会社が定める一定口数</p> <p>受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券(「配当落ち銘柄等」といいます。)が含まれる場合は、委託会社は、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。</p>
交換価額 ^(*)	交換申込受付日の基準価額
交換有価証券の交付 ^(*)	<p>原則として、交換申込受付日から起算して3営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に交換申込みを行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については販売会社の営業所等において行われます。</p> <p>取得・交換申込受付日が次のいずれかに該当する場合は、取得・交換はできません。</p> <p><取得></p> <ol style="list-style-type: none"> 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日 決算日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の4営業日前から起算して4営業日以内) ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき <p>申込不可日^(*)</p> <p><交換></p> <ol style="list-style-type: none"> 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日までの間 決算日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の4営業日前から起算して4営業日以内) ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき <p>なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間におけるお申込みについては受付けることができます。</p>
申込締切時間 ^(*)	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。

(*)の項目は、取得申込・交換請求されるお客さま向けです。

ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

MAXIS S&P三菱系企業群上場投信

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

手続・手数料等

■お申込みメモ

取得・交換制限 ^(*)	委託会社は、発行会社等による大口の取得・交換のお申込みに対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。
取得・交換申込受付の中止及び取消し ^(*)	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、取得・交換のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得・交換のお申込みの受付を取消すことがあります。
買取り ^(*)	販売会社は、次に該当する場合には受益権を買取ります。ただし、2. の場合は、償還日の2営業日前までとします。 1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき 受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。 なお、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買取りを停止すること、およびすでに受付けた受益権の買取りを取消すことがあります。
信託期間	無期限(2009年7月16日設定、2009年7月17日上場)※ 繰上償還が決定した場合、2021年4月20日までとなります。
繰上償還	受益権の口数が2,000万口を下回るようになった場合等には、信託期間を繰上げて償還となる場合があります。 なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたこの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、原則として、ファンドを償還させます。
決算日	毎年1・7月の16日
収益分配	年2回の決算時に分配を行います。 収益分配金は、原則として、毎決算後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者(決算日において受益者名簿に名義登録されている受益者)があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振込む方式等により支払われます。
課税関係	課税上は、特定株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに売却時および交換時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。
証券コード	1670
ISIN	JP3047070002
上場市場	東京証券取引所
取引所における 売買単位	100口単位

(*)の項目は、取得申込・交換請求されるお客さま向けです。

ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

MAXIS S&P三菱系企業群上場投信

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

手続・手数料等

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

<取得申込・交換請求されるお客さま>

取得時手数料 **販売会社が定める額**
(取得される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

信託財産留保額 ありません。

交換(買取り)時手数料 **販売会社が定める額**
(交換(買取り)される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

<取引所を通してお取引されるお客さま>

売買委託手数料 **取引所を通してお取引される場合、取扱第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかり、約定金額とは別にご負担いただきます。**(取扱会社ごとに手数料が異なりますので、その上限額を表示することができません。)

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下により計算される①と②の合計額とします。
運用管理費用(信託報酬) ①日々の純資産総額に対して、**年率0.55%(税抜 年率0.5%)以内**をかけた額
②有価証券の貸付の指図を行った場合、その品賃料の**55%(税抜 50%)以内**の額
くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

その他の費用・手数料 上記のほか、以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。
・受益権の上場に係る費用(追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%(税抜 0.0075%))
・対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。の使用料(信託財産の純資産総額に年率0.08125%(上限)をかけた額)

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用、受益権の上場に係る費用および対象指数についての商標の使用料は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、取得・約定金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

<取得申込・交換請求されるお客さま>

※取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社(発行会社等)である場合には、取得申込みに係る有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うものとします。この場合、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額をご負担いただくことがあります。

※配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について金銭をもって取得申込みを行う場合、配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額をご負担いただくことがあります。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入(追加設定)の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会:一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <https://www.am.mufg.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。